

電気通信紛争処理委員会手続規則の一部改正について（改正の概要）

1 改正の目的

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）では、行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者に対して押印を求めているものについて、「恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正等を行う」とされており、規制改革推進会議が提示する基準として、行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直しについて（再検討依頼）（令和2年5月22日規制改革推進会議議長）では、「押印の必要性を厳しく検証し、真に必要な場合を除き、押印を廃止する」とされている。

電気通信紛争処理委員会手続規則（平成13年総務省令第155号。以下「手続規則」という。）では、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に規定する電気通信事業者間の協定・契約等に関するあっせんの申請及び仲裁の申請、電波法（昭和25年法律第131号）に規定する無線局の開設等に関するあっせんの申請及び仲裁の申請並びに放送法（昭和25年法律第132号）に規定する再放送同意に係るあっせんの申請及び仲裁の申請についての様式を定めており、当該様式では、押印を求めているところ、検討の結果、押印を求める積極的意味合いが大きいとは言えないことから、手続規則の一部改正を行い、押印を廃止するものである。

2 改正内容

手続規則に定める様式第1から様式第6までの氏名を記載する箇所について、次表のように改正する。

改正後	改正前
(ふりがな) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)	(ふりがな) 氏名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

※ 下線部分が変更部分。なお、本件改正は、改め文方式により行う。

3 施行日

令和2年12月1日から施行するものとする。